

福祉常任委員会行政視察報告書

1 視察日程

令和5年10月18日（水）～10月19日（木）

2 視察市及び視察項目

(1) 兵庫県姫路市

姫路市学習支援プログラムについて

(2) 兵庫県たつの市

はっらっベビーまごころ便支給事業について

3 人員

委員長 立川清英

副委員長 萩原麻由美

委員 伊原 忠

大竹秀樹

崎村知生

林 隆文

森 妙子

書記 森 麻子

兵庫県姫路市 学習支援プログラムについて

日時：令和5年10月18日（水）午後2時から

説明者：健康福祉局生活援護室主幹及び職員1名

◇視察目的

姫路市では、高校進学率が低い傾向にある生活困窮世帯の中学生等に対し、基礎学力の向上、高校進学に向けた学習支援を総合的に実施することにより、貧困の連鎖を早い段階で断ち切るとともに、子供の居場所づくりの支援にもつながる取組を行っている。

現在、本市においても平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活困窮世帯に属する子供を対象に学習支援事業を開始し、平成30年4月には、平成21年から実施していた生活保護世帯に属する子供への学習支援事業と統合して、子供の学習支援事業を実施しているが、同法施行に先駆けてモデル事業として、学習支援事業を実施している姫路市の取組を学ぶべく、本委員会は、同市の視察を実施した。

当日は、姫路市役所の会議室において、担当職員から事業の説明を受けた後、質疑応答を行った。

担当職員による説明の概要及び委員の質疑応答の内容は以下のとおりである。

1 事業の概要及び取組

姫路市の学習支援事業は生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」（国庫補助は2分の1）を活用し、生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子供と保護者に対して、高校進学及び高校卒業に向けた支援を行うことにより、将来的な自立の助長を図っている。

(1) 事業概要

①集合型の教室形式の学習支援（委託）

民間の学習塾経営企業に委託し、生活困窮世帯の中学生を対象に概ね児

童 3 人に対して講師 1 人で個別指導型の学習支援を実施している。

学習支援回数は年間約 60 回、毎週土曜日の午後で開催するとともに、調理実習やクリスマス会等の体験活動も年 5 回開催し、人との会話や交流を通じて、自己有用感、社会性の醸成を高め、一定の学力と社会性を習得して自立できる道筋をつけることを目指している。

②個別訪問による学習支援（直営）

支援対象者の特性に合わせて原則家庭訪問により、生活困窮世帯の中学生などのうち、個別支援が必要と認められる者を対象に学習支援を実施している。中学校教員経験者などの中学校の教員免許を持つ学習支援員 2 人により、原則週 2 回、1 回 90 分程度を目安に、対象者の学年や特性（不登校等）に応じて柔軟に対応している。

(2) 事業の目的

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の中学生等の全日制高校の進学率の向上に向けた支援を行い、また、当該高校生の確実な卒業、就職に必要な要件を満たすための支援を通じ、長期的な自立の促進につなげることを目的としている。

(3) 集合型と個別訪問型の 2 方式による支援

生活困窮世帯の中学生等への学習支援は原則として集合型で行っているが、集団になじむことが困難なことによる不登校児や発達障害の疑いがある児童で、集合型学習支援会場への移動、参加が困難な場合には、家庭訪問による個別支援を行っている。

また、集合型の学習支援を受けている中で、ワーキングメモリーに課題を抱える等、発達がグレーゾーンの児童への支援対応として、集合型から個別訪問型に移行することで、2 方式による適切な支援につなげることができている。

(4) 高校進学後のフォロー

高校進学後に学習支援員から定期的に電話による積極的な働きかけを行うことにより、進学後のフォローアップを実施している。

進学先の高校で単位取得が極めて困難である等の相談があった場合には、

その内容を精査し、高校中退を防止し長期的な自立を図るために、当該高校生への個別訪問による学習支援を実施している。

(5) 集合型学習支援における工夫

初回学習支援時に学力テストを行い、支援対象者個々人の学力を把握するとともに、希望する進路などを聞きながら、学習支援員と共に学習の取組目標を作成する。支援対象者の学力や意欲は1人ひとり差があるため、対象者の特性に合わせて小学校段階からの振り返り学習への支援に対応している。また、委託先が持つ授業動画の閲覧や教室にタブレット端末を設置し、必要に応じて学習に活用している。

開催に当たっては、「いつきて、いつ帰っても良い、取り組む課題は学習支援員と共に本人が決めて行う」という方式をとっており、子供の居場所づくりの効果も果たしている。

(6) 自立相談支援機関との連携

学習教室に来た児童の服の汚れやあざ、臭いで入浴をしていない等、外見的な変異や児童からの相談があった際には、自立相談支援機関を受託する姫路市社会福祉協議会と情報連携を行い適切な支援につなげている。

(7) 今後の課題

姫路市は534.35 km²もの広大な面積を有し、群島部、山間部の市域もかかえている中で会場が市の中心部に一か所しかないため、中学生が自力で通うことができないことから申し込みを断念する、参加したものの継続して通うことが困難なことから辞退するケースが発生している。

今後は、生活困窮世帯の中学生は通いやすいように、学習支援会場の複数化やオンラインによる学習支援にも取り組んでいくことも検討している。



2 委員の質疑及び回答

(1) 外国籍児童への対応について

外国籍児童については、集合型にも在籍はしているが、コミュニケーションをより円滑にし、意思の疎通を図るため、基本的には個別訪問型で対応している。日本語はもちろんのこと、母国の公用語が英語であっても、国語的な意味での英語の理解が不十分な点もあり、対応が難しい面もあるが地域コミュニティの協力を得ながら、子供一人ひとりの言語力に寄り添った対応をしている。

(2) 大学生等のボランティアの活用について

国の通知においても、学習支援事業に携わる講師は支援対象者と年齢が近く親近感が湧きやすい大学生等が望ましいとあることから、姫路市内の県立大学の学生に対し講師の募集を行っている。ただし、無償ボランティアであると、なかなか人材が集らないことから、一定の報酬を支払う有償ボランティアで募集を行っている。



兵庫県たつの市 はつらつベビーまごころ便支援事業について

日時：令和5年10月19日（木）午前10時から

説明者：健康福祉課長及び健康福祉課職員2名

◇視察目的

本市では、子育て世帯が安心して出産・子育てができるように妊娠時から出産・子育ての各段階に合わせて寄り添うための相談支援や経済的支援を実施しているところである。

このため、本委員会は、たつの市が令和2年度より乳児の保護者に対し、紙おむつなどのベビー用品を支給することにより、保護者の経済的負担及び外出負担軽減を図り、子育て支援に取り組んでいる「はつらつベビーまごころ便支援事業」について学ぶべく、同市の視察を実施した。

当日は、たつの市役所の会議室において、担当職員から事業の説明を受けた後、質疑応答を行った。

担当職員による説明の概要及び委員の質疑応答の内容は以下のとおりである。

1 事業の概要及び取組

たつの市では、この10年間で著しく少子化が進み、10年前と比較して出生数が35%減少している。このような中、「はつらつベビーまごころ便」は、たつの市の子育て支援及び少子化対策の一環として、0歳児の乳児がいる家庭を対象に生後2か月と生後5か月目に配達員が保護者に対面で紙おむつや離乳食などのベビー用品を支給することにより、保護者の経済的負担及び外出負担軽減を図っている。

(1) 事業概要

生後6か月未満の乳児と同居している保護者を対象に、生後2か月と生後5か月に達する月に、あらかじめ送付した注文カタログの中から商品（紙おむつ、離乳食、液体ミルクその他必要と認められる育児用品）を選択し

てもらい、郵送又はネット（QRコード）にて注文してもらおう手続となっている。

申請方法は、出生届を提出する際に申請窓口にて申請してもらい、申請漏れがある場合には、市にて郵送にて対応している。その後、市から送付する支給決定通知書に注文カタログを同封している。

(2) 事業の目的

子育て世帯に対し、「はっらっベビーまごころ便」としてベビー用品を支給することにより、保護者の経済的負担及び外出負担軽減を図るとともに、委託事業者の生活協同組合コープこうべの宅配員が保護者と乳児に対面で直接商品を支給することを原則としているため、産後うつや子育てで悩んでいる保護者や乳児の見守り活動も兼ねている。また、育児相談窓口である母子健康支援センター「はっらっ」を周知し、育児不安の解消も図っている。

(3) 契約・予算

① 契約内容

- ・ 契約相手方：生活協同組合コープこうべ（プロポーザル方式による）
- ・ 契約期間：（第1期）令和2年8月3日～令和5年9月30日
（第2期）令和5年10月1日～令和8年3月31日

② 令和5年度予算

総事業費の約7割を国庫支出金及び地方創生応援税制寄附金から拠出している。

はっらっベビーまごころ便事業		9,227,000円
財源内訳	国庫支出金	4,613,000円
	地方創生応援税制寄附金	2,000,000円
	一般財源	2,614,000円
経費の内訳	消耗品費 172,000円	通信運搬費 59,000円
	事業運営委託費 8,996,000円	

(4) 配達実績及び配達時の見守り

- ・ 1 回目の配達 386 名・ 2 回目の配達 376 名（令和 4 年度）
- ・ 子育て経験のある女性配達員による配達を実施。
- ・ 対面配達時に母子健康支援センター「はつらつ」を周知し、同センター職員の顔写真入りのメッセージカードを同封し、今後気軽に育児相談できるような親しみやすさを醸成している。
- ・ 配達時に見守りを兼ね、配達員が何か困りごとはないか等の聴き取りや気になる点の記録をし、実績報告書及び請求書に添えて報告する。
- ・ 必要に応じて、後日、専門職から対象世帯に連絡やアプローチを行うことになっている。

(5) 今後の課題

令和 4 年度に国主導で始まった出産・子育て応援交付事業（伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援）の開始によって、当該事業への国庫補助（母子保健衛生費等国庫補助金：補助率 2 分の 1）が廃止された場合の事業の継続性については懸念している。



2 委員の質疑及び回答

(1) 配達員の研修体制について

市の契約内容では、契約相手方の生活協同組合コープこうべに研修の実施を義務付けてはいないが、生活協同組合コープこうべが独自の社内研修において、一般の配達業務とは区別して、本事業に特化した形で配達時に気をつけることなどを研修内容に取り入れている。

(2) 専門職ではない配達員による見守り効果について

今のところ、配達時に保護者や乳児の様子を玄関先で伺い育児用品を手渡しするにとどまるので、一定の見守り効果はあるものの、虐待やネグレクトなど深刻なケースの発見にはいたっていない。ただし、配達員だけではなく、母子健康推進員による生後2か月訪問や乳児健診などを通して、多角的なアプローチにより、保護者や乳児の見守りを行っている。

(3) 未申請者へのフォローについて

未申請者が確認できた場合には、市のほうから個別に連絡をし、申請を促す対応を図り、全支援対象者から申請を受けている。

